

院内感染対策のための指針

1. 院内感染対策に関する基本的考え方

基本的感染対策としてスタンダードプリコーション（標準予防策）を実施し、特定の感染経路がある感染症等に対しては感染経路別予防策を追加実施する。これらを基本に院内感染の防止に組織的な対応を行い、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定と制圧、終息を図るものとし、全医療従事者がこの指針に即して感染防止に留意し、良質な医療が提供できるよう、本指針を定める。

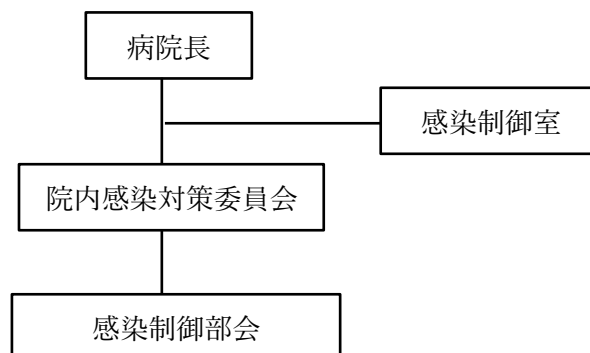
2. 院内感染対策のための組織に関する基本的事項

当院の院内感染対策は、院内感染対策委員会、感染制御部会、感染制御室および ICT（感染制御チーム）が、それぞれの役割に基づき連携して実施する。最終的な責任と権限は病院長にある。

院内感染対策委員会は、病院長を委員長とする意思決定機関であり、院内感染対策に関する基本方針の決定および評価・改善を担う。感染制御部会は、委員会の下部組織として、院内感染対策に関する専門的検討ならびに対策の企画・立案を行い、ICT メンバーが構成する。ICT は感染制御部会を構成する多職種チームであるが、有事の際には、院長直属のチームとして院内横断的に権限を行使することができる

感染制御室は病院長直下の実施部門として、サーベイランス、感染対策ラウンド、教育・研修、アウトブレイクを含む感染症発生時の初期対応等を担い、院内感染対策委員会および感染制御部会の方針に基づく対策の実施および評価を行う。感染制御室には専従の感染管理担当者（ICN）を配置し、専門的知識に基づき院内横断的に活動する。

【感染管理担当者の主な役割】	【権限】
1. サーベイランス、アウトブレイク時の対応 2. 教育・研修の企画・実施 3. 感染防止技術の実践と指導 4. 院内感染対策マニュアルの改訂 5. 職員の健康管理・針刺し事故時の対応 6. コンサルテーション 等	・ 院内を巡視し、現場や職員から感染管理に必要な情報を収集 ・ 患者情報収集のためにカルテを閲覧 ・ 改善が必要な場合は、職種に問わず職員に対し指導 ・ 感染拡大が予測される際には、感染制御部会に協力を依頼 ・ 院内感染マニュアルの改定を感染制御部会に提案 ・ 職種、立場を問わず感染管理についての相談に対応



3. 院内感染対策のために職員に対して行われる研修に関する基本方針

- 1) 院内感染対策の基本的考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- 2) 職員研修は、就職時のオリエンテーション1回のほか、年2回以上全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- 3) 研修の開催結果および参加実績を記録・保存する。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

MRSA 等耐性菌の感染拡大を防止するため、検査科担当者が週1回程度作成する「感染情報レポート」を感染制御部会で情報共有するとともに、院内感染対策委員会へ毎月報告する。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- 1) 職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合には感染制御部会に報告する。感染制御部会は、情報の把握を行い、必要な場合には、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。
- 2) 院内感染の規模が大きく深刻なものである場合は、緊急の院内感染対策委員会を開催し、委員会および感染制御部会は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案して実施するとともに全職員への周知徹底を図る。
- 3) 報告の義務づけられている感染症が特定された場合には、すみやかに多摩小平保健所、機構本部、関信グループに報告し、必要な場合には、東京都保健医療局感染症対策部防疫課にも報告する。

6. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

- 1) 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- 2) 医師から患者および家族に感染症の説明および感染防止対策についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

7. その他院内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- 1) 院内感染対策のための指針は、院内感染対策委員会の議を経て策定及び変更するものとする。
- 2) 必要に応じ、外部機関に適切な助言を求め支援を受けながら対策を実施する。

附則 この指針は平成8年6月1日より施行する。

附則 この指針は平成20年6月1日改訂する。

附則 この指針は平成28年1月1日改訂する。

附則 この指針は平成30年6月1日改訂する。

附則 この指針は令和3年6月1日改訂する。

附則 この指針は令和8年2月1日改訂する。

附則 この指針は令和8年8月1日改訂する。